

これらの諸君につきましてもまた考慮すべきであると思つてあります。
従ひまして、社会党といたしましては、ぜひとも将来すみやかに、この実習助手の政令によるというワクを取りはずすこと、またここで働いておられます、不当な取り扱いを受けておられます事務職員諸君の給与等につきましても十分に検討をして、すみやかに改善をする、こういうことを強く要望いたしたいのであります。
これらの要望をいたしまして、本法案に賛成の意を表するものであります。

○白井委員長代理 小牧次生君。

○小牧委員 ただいま長谷川委員からいろいろ御意見の開陳がありました。が、今回の定時制及び通信教育振興法の一部改正法案は、長谷川委員も申されました通り、現状を改正して前進するといふ意味において私も心からその趣旨に賛意を表するものであります。
しかし、内容を見ますとまだまだこれでは不十分な点が多々あると考えるわけであります。これらの点につきましまして、これまでの委員会等におきましては、いろいろ当局にも御質問申し上げ、ただいま長谷川委員からもおもなる点についてお話がございましたが、この実習助手を政令の定める範囲内に限定するという点について、私も非常に不満があるわけであります。
というのは、実習助手は、文部省がたびたび答弁もされるように、教員に準ずるということではつきり規定されておる。これは明らかな規定でございます。にもかかわらず、ここに特別の措置をいたしまして、政令の定める範囲内ということで限定をいたしておる

ことは、私は非常な不合理だと考えまして、今朝来の理事会におきましても、その限定を撤廃すべきであるということ強く主張をいたしたのであります。今日産業界の待遇その他等を比較考慮いたしまして、またその仕事の内容についても、私はこれは当然の要求であると思つておりました。近い将来にこういう制限がすみやかに撤廃されまして、実質上教員に準ずるということになつておられますから、そういう待遇が受けられるように、文部省としても措置すべきである。特にこの問題については、産業教育手当の際には人事院の意見を聞かなければならないということもある。これははつきりそうなつておるわけであります。こういう点等も考慮いたしまして、今申し上げたことを私は重ねて主張いたしたい。また、今もお話がございましたが、この法案の中に事務職員がはつきりと除外をされておる。この点については論争はいたしません。この法律は明らかに定時制教育と通信教育という二つに限定されておるわけであります。何れもそれ以外に直ちに事務職員の問題に波及することはないと私は思う。事務職員は教育職員とは違つて、建前を従来文部省がとつておられることはよく知つておられますが、同じ職場において働いておる同じ勤労者が、一方には手当がついて片方にはつかないといふことは、その職場の平和その他についても非常な不合理が生まれてくるであらうと思つて、私、こういう点等からも、別途に考えて、ただ単に狭い教育といふことにとらわれないうで、広い意味の教育に従事しておる事務職員を、定時制通信教育という仕事

に従事しておることに限定をして、他の教職員と同様にこの法律の適用をすべきである。かように考えて、これも先ほどの理事会で強く主張をいたしたことが、自民党の皆さんのいれるところとなりません。この点きわめて遺憾にたえないところであります。しかしいろいろ内容を見まして、現状よりはこれは前進するといふ建前において、私もこの法案には賛成をいたすものであります。
○白井委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

○白井委員長代理 これより採決いたします。

本法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。
〔賛成者起立〕

○白井委員長代理 起立総員。よつて本法案は原案の通り可決するに決しました。

○白井委員長代理 この際八木徹雄君より発言を求められております。これを許します。八木徹雄君

○八木(徹)委員 この際、ただいま可決されました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を提出いたします。
その案文を朗読いたします。

附帯決議(案)
定時制通信教育手当について、実習助手に関する政令を定めるに際しては、その任務の重要性と産業界における待遇との均衡にかんがみ、特

段の考慮を払うべきである。
以上でございます。委員の皆さんの御賛成をお願いいたします。

○白井委員長代理 ただいまの八木君の提案に対し御発言がございませんか。――稲葉修君。

○稲葉委員 ただいま八木委員から提案されました附帯決議に賛成するものであります。今回の法改正によりまして、わが国の勤労青年教育が物的裏づけをもつて一段と前進をいたしましたことは同慶の至りでありまして、本法の改正にあつて、実習助手に関する政令を定めて、これの手当を限定するといふ趣旨が盛られておりますが、限定があまり強くなりませんように、なるべく私どもは広い範囲で手当を支給されることを希望いたしますのであります。この附帯決議には全面的に賛成をいたします。

先ほどのこの法案の討論の際に、社会党、民主社会党を代表されまして、事務職員について何らかの別途考慮を必要とするといふ御趣旨に私も賛成をいたすものであります。ただ教育公務員に対する手当であつて、事務職員は教育公務員でないといふ建前をとつておられる文部省としては、別途考慮するに申しまして、この法案についての手当として考慮のしようはないかと思ひますが、この法案本来の趣旨が、夜勤手当であるといふは僻地手当であるとか、そういうものではなくて、勤労青年教育という特殊な困難性と複雑性を伴う教育に関する教職員の手当といふ一本の柱を現実として立てたといふ意味であるならば、このときに過重勤務を伴う教育に付随する事務を行なう

職員につきましても、別途何らかの方法で、現状における長谷川委員の述べられた不満を打開していく方法をわれわれも講じて参りたい、こう思つてあります。この法案についての手当としてはどうしようもありませんので、私どもはその点については附帯決議からは除いたわけであります。実習助手に関する手当についてはこの附帯決議を全面的に支持するものでございます。
○白井委員長代理 他に御発言がなければ、お諮りいたします。
八木君の提案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○白井委員長代理 起立総員。よつて高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案は附帯決議を付するに決しました。

なお、本案決議に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長代理 御異議なしと認め、さう決しました。

○白井委員長代理 次に学校教育に関する件について調査を進めます。
質疑の通告があります。順次これを許します。稲葉修君。

○稲葉委員 国家公務員、特に特別職の国家公務員について任命をいたす場合、国会の同意を必要とするといふことが法律上しばしば規定されてありますが、その任命について国会がこれに同意をしなかつたという場合には、

任命行為の効力はどうなりますか。有効なのか、無効なのか、その点だけをお願ひします。

○山内(一)府政委員 稲葉委員の仰せられた通り、特別職の任命について国会の同意を要するという規定が法律上しはばございませう。これにつきましても、私今全部その規定が記憶にあるわけではございませうが、規定の仕方によつて若干取り扱いは異なる場合もあると思ひますが、原則としては、私どもの記憶では、国会の同意が得られなかった場合には、当該の任命を取り消すと申しますか、それを罷免をするという規定が自動的にできておるよう

に思つております。ですから、同意がないから直ちに無効というふうにはならないで、その同意がなかったという事実に基づいて、内閣と申しますか、任免権者がそれに拘束されまして、それを罷免をするというふうな、現行法はそういう規定になっておると思ひます。

○稲葉委員 そういたしますと、任命行為は国会の同意を条件とする任命行為であつて、国会の同意のまだ不存の場合、国会で議決されない以前の任命行為は、停止条件付任命行為として有効に存続するの。そして国会にかけて同意を得られなかった、否決されたという場合に、これを取り消し得べき行政行為なのか。国会の不同意という事実によつて無効になるのか。どちらなんですか。

○山内(一)府政委員 制度としては、国会の同意を得て任命するという場合と、国会がないときには一応任命しておいて、次の国会に同意を求めるといふ場合と、制度としては二つ考えられます。

○山内(一)府政委員 制度としては、国会の同意を得て任命するという場合と、国会がないときには一応任命しておいて、次の国会に同意を求めるといふ場合と、制度としては二つ考えられます。

るわけでありませうが、前者の場合では、当然無効ということに相なると思ひます。それから後者の場合におきましても、同意がないということからいへば、一応形式的には、公務員関係といふものを消滅させるために罷免という行為を任命権者としては直ちにすべき責めを負ひ、こういうことであらう。

○稲葉委員 ただいまの答弁では、国会の同意を得て任命するという法文の場合には、同意を得ない任命は当然無効、こういうことではございませう。

○山内(一)府政委員 そうでございませう。

○稲葉委員 そういたしますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは国家公務員ではなく、地方公務員の任命のことではございませうが、第四条に「委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」となつておるのである。先ほどのあなたの御答弁から推定いたしますと、この場合、議会の同意を得ていない長は、議会の同意の不存の場合、また明確に不同意という議決の存在する場合も同様に当然無効なのか、どうでしょうか。

〔白井委員長代理退席、小牧委員長代理着席〕

○山内(一)府政委員 地方教育行政組織法の場合におきましては、先ほど申し上げた制度のうち同意を求めてから任命するという形式になつておりますから、同意がない場合には原則としてその当該の罷免行為、この場合に申しますれば、罷免行為につきましては、無効といふふうに相なると思ひます。ただ地方公共団体の長につきま

しては、国の場合と違ひまして、御承知のような専決処分制度が別個になつて残つておりますので、この専決処分に該当する場合があります。その限りにおいて、一応有効な罷免もなし得る場合が例外的にないとは申しませんが、問題はその専決処分となし得る事態であるかどうか問題になるだらうと思ひます。専決処分に該当する事態がなければ、今稲葉委員がおっしゃる通りに、無効ということに相なるのではないかと考へます。

○稲葉委員 長の専決処分に該当するかどうかということの前に、長が専決で罷免をするという法的な根拠は地方自治法の何条なんでしょうか。

○藤井(員)府政委員 地方自治法の百七十九条であります。

○稲葉委員 自治庁にお尋ねいたします。百七十九条は長が議会の議決を経る行なうべき権限を持つてゐるあらゆる場合に、議会の招集しても招集しないとか、あるいは招集するといふ場合、緊急の状態であるとか、そういう場合に同意を得ないで専決する、そういうことが出来る。その専決した後にも議決が招集に応じて長の専決処分に同意を与えなかつたという場合には、同意を与えない議決が成立したときから前にやつた長の専決処分という行政行為は有効に存続しないことになつて、無効に帰するの。あるいは長が取り消さなければ、そのまま有効として存続するの。どちらですか。

○藤井(員)府政委員 初めの点でございませうが、長の専決処分が許されま

す。条件が列記されてございませう。この要件に該当しない場合におきましては、これはやはり違法の問題が起きてくると思ひます。たとえば議決が成立しない、あるいは再度招集をかけて、なお議決を開くことができない。さらに議決を招集するといふことがない、こういう条件に限定をいたしてございませう。この条件に該当しないという場合に、専決処分教育委員の選任なり、あるいは罷免なりいたしますと、そこにやはり違法の問題が生じて参ると思ひます。まだ具体的に問題の御提示がございませうが、私も具体的に御答へいたしません。一般的にこういふふう

に申し上げておきたいと思ひます。

もう一つの点であります。専決処分をすれば、次の会議においてこれを議決に報告をして、その承認を求めなければならぬといふことに相なつてお

ります。承認を得られないという場合において、その専決処分の効力いかにいふことは、學者の間いろいろ議論は一応あるところではございませう。一応あります。この点につきま

しては、従来自治庁といたしましては、長にわたつて承認を得られない場合に、おきましても、その専決処分自体の効力には影響ない。いわゆる有効に専決処分をやつた場合においては、承認が得られなくてもその処分には影響を

いたさないといふ解釈で従来きておるのです。この点は実は立法の趣旨とい

と、その後になつて不承認ということになります。相手方、第三者に不測の不利益をこうむらしめるというやうなこと、取引の安全性も害され

るやうな点もございませう。そういう一つは、それでは承認を求めるといふことが無意味ではないかという議論もあると思ひます。それはそういうことではございませう。たとえば長におきましては議決にこういう意思が明示されたわけでありませうから、その後の行政措置としては、自分のやつたことをあらためてそれを改正する、あるいはやり直しをするとか、そういう反省の機会を与えるという大きな意味があるわけでありませう。さらに長においてそれらの補正の処分をやら

ない、訂正の措置を講じないというやうな場合には、議会の意思に反した行為が行なわれたわけでありませうから、議会の方で不信任決議を出すとか、そういうやうなものも講じられていく。それらによつておのづから是正の道が講じられていくことを期待をいたしまして、従来の立法の趣旨はそういうふう

に相なつており、また私たちの行政指導も従来そういう方針で参つておるのであります。

○稲葉委員 それでは具体的に事案を申し上げまして、百七十九条の専決処分をやるにふさわしい、この条文の要求しておる条件がこの場合には整つてゐると思はれるか、いないと思はれるかお尋ねしたいと思ひます。

事案はすでに御承知かと思ひます。新潟県北蒲原郡雲雲寺町におきまして学校統合という問題にからんで

町長の意見と教育委員会の意見とが対立をした。町長は途中からかわつたのですが、前の町長のときには統合するという教育委員会の議決があり意思がきまつて、それから議会も町長もその通り可決をして統合を進めてきたのだけれども、藤原浜の分校の方で生徒を通わせないということになって、三年米争つてきております。途中で町長がかわりまして、そちらの分校存置の方へよろめいたものですから、教育委員に分校をある程度の期間、三年間でつか、存置をするということにしたいといふ申し入れをしたのだけれども、教育委員の方では、それはいつ統合されるかわからぬじゃないか、そういう受る協案ではどうも応じられない、こりいったら、後任の教育委員のうち三人、一人は教育長ですが、この三人を罷免して、議会を招集いたしましたところから、二十人くらいの議員ですが、五人しか集まらなかった。再度招集をすれば集まつたかもしれない。現にその後集まつて否決したのですが、集まつたかもしれない。ところが一度集めてみて、来なかった。しかも来ないときに、われわれはともも町長の意見に従ひかねるから、私は当然欠席する、こりいう個々の申し入れを町長にしたさうですが、町長は、それはいい。否決されてはかなわぬから、欠席してもいいということで、欠席さしておいて、五人しか集まらない、再度招集したつて、また集まらないのだ。これは百七十九条に該当するといふことで、そこで専決処分をやつて三人を罷免した。そして罷免した三人の補充を任命する、こりいう地方教育行政の組織及び運営に關する法

律の四条、七条の「議会の同意を得て」ということの条件を満たさずに百七十九条の専決処分をやったのですが、その専決処分は、ここに書いてある「地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき」、「認める」ときというのは客観的な条件が備わらなければいかぬと思うのです。主観的に、長がただそう思ったというだけではいけないと思う。「又は議会において議決すべき事件を議決しないとき」、集まっているけれども議決しないとき、こういうときをいうのであって、ただいま申し上げました具体的な事例については、百七十九条の条件は、どこから見ても整っていないように私は思う。従つてその専決処分は条件が整わざる専決処分であつて、無効であると私は思うのですけれども、自治庁の御見解はいかがでしようか。

○藤井(員)政府委員　今お話のありました具体的な事件のあらましは、なお私たちの方で一応問題もございましたので、県当局を通じて報告を聴取いたしました。その報告事項の概要というものから判断をいたしました場合に、断定的な結論は私どもとしては下しておりませんが、一応大体の考え方を申し上げますと、これは先生の御指摘になりましたように、この案件の場合は議会が成立しておらないという状況じゃございませぬ。議員さんはみんないるわけですから、議会が成立していない状況にない。さらに再度招集をかけておりませぬ。そういたしますと、これに該当し得ると思われるのは、その次の

「招集する暇がない」という場合だけだと思ひます。しかしこの場合におきましては、諸般の事情から見まして議會を招集するいとまがなかったとは、客觀的に見ました場合にどうしても考えられないのではないかと、うゝ氣が強いいたします。従つて違法、適法と申しますならば、違法性がきわめて強いのではないか。先刻申し上げましたやうに、もう少しわれわれとしても具體的に調べてみたいと思つておりまして、ここで今これは違法であるといふやうに断定いたしますことは、ちよつともう少し時間をかしていただきたいと思ひますが、ただ客觀的にいろいろ報告を聴取したところから判断をいたしますならば、この専決処分の規定にどうも違反している疑いが非常に濃いのではないかという感じを持っております。

○**稻葉委員** 自治庁にも文部省にも特に御考慮を願いたいのは、事案をよく調べなければ、軽々に、一事實を調べもしないでその専決処分が無効だとか有効だとか、違法だとか適法だとかということをきめるわけにいきませんけれども、一つ御勉強になって——これは児童に卒業証書を出せるか出せないかという問題にも関係してくるのである。去年は出したのです。それは教育委員会と県の教育長と相談の結果、こゝとし限り出す、来年は必ず統合して正常な教育を受けるようにする。これは正常な教育じゃないのです。その部落で先生を雇って、法的には学校でないところで教育しているようなのですから、卒業証書を出せなかったのです。が、去年はそれはあまりひどいからというので、来年必ず統合することを条

件にして出すということで出したので
す。そういうことがありますから、町
長がいくら存置すると云つても、教育
委員が去年県との間にそういう申し合
わせもあるので、ことしはどうしても
統合してもらわなければ困る、こうい
うことです。ことしももう卒業期が
迫つて、その辺をどういうふうに打開
するか。これは文部省としても、こう
いう事案が起きましたら、やはり地方
教育行政の組織及び運営に関する法律
第五十二条の規定に基づきまして、一
つ親切に、卒業期を控えまして解決を
はかつてもらいたいということを要望
いたしまして、私の質問を終わります
す。

○小牧委員長代理 本日はこの程度として、次会は来たる二十五日午後一時より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後零時四十六分散会

「参照」

高等学校の定時制教育及び通信教育
振興法の一部を改正する法律案（内
閣提出第七五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

四